

岩手県告示第259号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第104条第2号に規定する漁業に係る次の加入区及び漁業の区分について、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、同条第3項の規定による届出を審査した結果、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認める。

平成31年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

加入区の名 称	漁業の区 分
船越湾	雑魚磯建網等漁業